

労働基準監督署への

36協定や就業規則等の届け出は

郵送または電子申請で！

年度末・年度初めの労働基準監督署の窓口の混雑を緩和し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、36協定や1年単位の变形労働時間制に関する協定、就業規則等の届け出には、できる限り、**郵送または電子申請をご利用**いただくなどご協力をお願いいたします。

1 郵送の場合

「提出書類」「事業場の控え書類」「切手を貼付した返信用封筒」を同封の上、下記の管轄の労働基準監督署あてにご郵送ください。

なお、返信までに1か月程度かかる場合もあります。

労働基準監督署名	所在地（郵送先）	管轄区域
浜松労働基準監督署	〒430-8639 浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階	浜松市、湖西市
磐田労働基準監督署	〒438-8585 磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階	磐田市、袋井市、掛川市、 菊川市、御前崎市、周智郡
島田労働基準監督署	〒427-8508 島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎3階	島田市、藤枝市、牧之原市、 焼津市、榛原郡
静岡労働基準監督署	〒420-0858 静岡市葵区伝馬町24-2 伝馬町ビル2,3階	静岡市
富士労働基準監督署	〒417-0041 富士市御幸町13-28	富士市、富士宮市
沼津労働基準監督署	〒410-0831 沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階	沼津市、御殿場市、裾野市、 駿東郡
三島労働基準監督署	〒411-0033 三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階	三島市、熱海市、伊豆市、 伊豆の国市、伊東市、田方郡、 下田市、賀茂郡
三島労働基準監督署 下田駐在事務所	〒415-0036 下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階	(下田市、賀茂郡)

2 電子申請の場合

e-Gov電子政府の総合窓口から、電子申請をご利用ください。

URL : <https://www.e-gov.go.jp/shinsei/>

